○スクールバスの運用について

資料６

１　スクールバス運営形態

バス種別	行政の費用負担	運営形態		説明	メリット	デメリット
専用スクールバス	有り	①行政直営型		自治体所有の車両を自治体職員が運転する。 利用者の費用負担は発生しない場合が多い。	・バス購入費に国庫補助がある。（補助率1/2）	・初期投資（バス購入費、バス保管場所整備費）がかかる。 ・バス保管場所を用意できないリスクもある。 ・児童数が減少すると、バスが無駄になる。 ・町では、現業職を雇用する方針がないことから、行政直営型の採用はないと考えている。
		②民間委託型	※バスは自前、運転のみ委託の場合	自治体所有の車両を運転委託する場合と、車両と運転含めて委託するケースがある。 利用者の費用負担は発生しない場合が多い。	・バス購入費に国庫補助がある。（補助率1/2） ・バス業者に運転委託のため運行の安全性は確保できると考えられる。	・初期投資（バス購入費、バス保管場所整備費等）がかかる。 ・児童数が減少すると、バスが無駄になる。
			※バス、運転ともに委託の場合		・児童数の減少を反映し、バスの大きさ、台数を適宜変えることができる。 ・バスの保管場所を用意する必要がない。 ・バス業者に運転委託のため運行の安全性は確保できると考えられる。	・補助がない。
		③運営支援型		地域団体等が運営し、行政が一部補助する。 利用者負担が発生することが多い。		
	無し	④独立採算型		地域団体等が運営し、行政の補助はない。 利用者負担が発生する。		
他交通機関の活用	有り	⑤路線バス等		路線バス、コミュニティバス、福祉バス等を児童の登下校に活用するケース。 児童生徒は一般乗客と乗車する。		

※　文科省による国内におけるスクールバス活用状況報告から

２　学校運営等におけるスクールバスのメリット・デメリット

	メリット	デメリット
学校運営等	・不審者や交通事故の心配が少ない。 ・遠距離通学の緩和になっている。 ・登下校の安全指導にかかる業務の軽減になる。	・始業・終業時間が制約される。 ・停留所までの距離が長い。 ・自宅から停留所までの安全確保に配慮が必要。 ・体力低下が心配。 ・放課後や学校行事に制約を受けることがある。 ・徒歩での社会性、自然体験の育成ができない。